

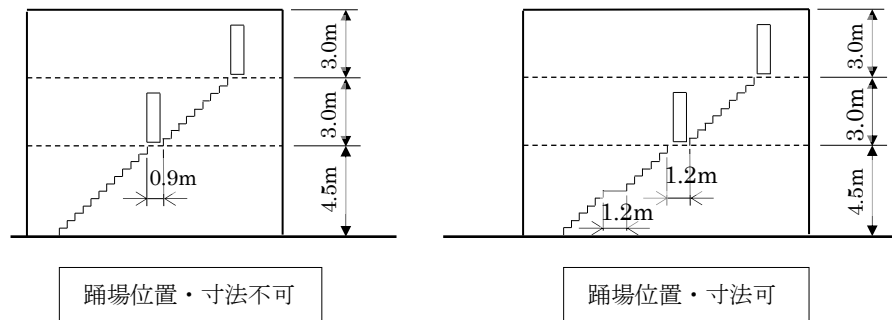
2-54

階段の踊場の寸法

法第36条
 令第24条第1項
 第2項

内容

令第24条第1項の規定によって設ける直階段の踊場の踏幅 1.2m 以上としなければならない。



2-55

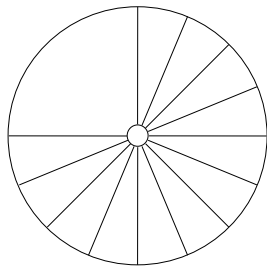
回り階段

法第36条
令第23条
バリアフリー法第12条第6号

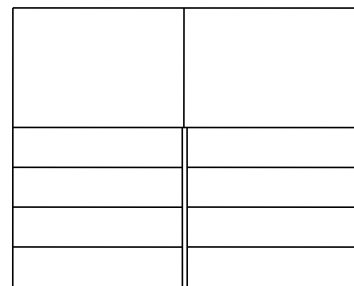
内容

- (1) 防災評定を要する場合、踊場に段差を生ずるものは不可。
- (2) 下記の①～④の階段はすべて回り階段である。

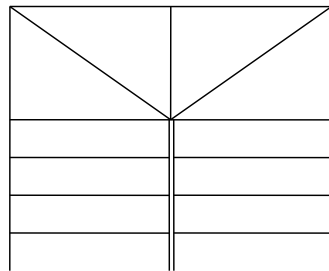
①



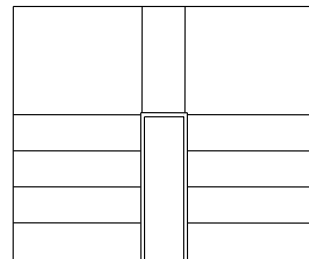
②



③

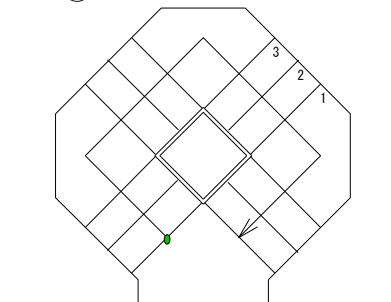


④



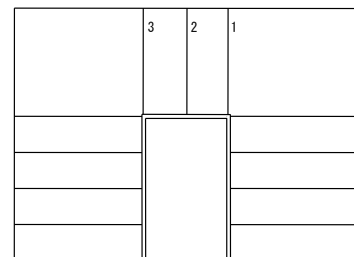
- (3) 下記①又は②の形態で踊場の幅員等が法定条件を満たしていれば、回り階段とはみなさない。ただし、各々の段数は3段以上とする。

①



廊下

②



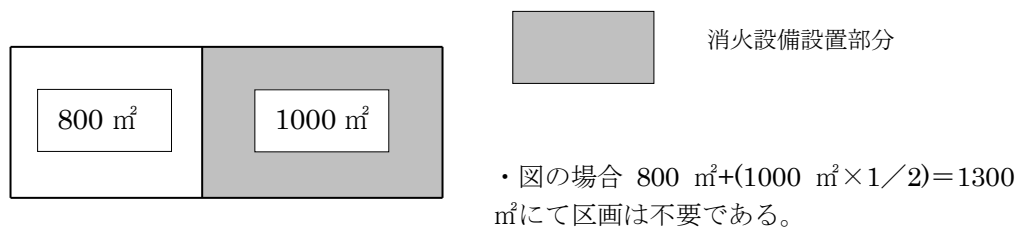
**2-56
(1)**

防火区画（面積区画）

法第36条
令第112条第1項

内容

第1項本文かっこ書（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く）の取扱いについて



その他これらに類するものとしては、消防法に規定する消火設備であるが、消火設備の中には「自動式」に該当しないものがあり、防火区画面積の緩和は受けられないので注意を要する。

2-56
(2)

防火区画（用途上やむを得ない場合の取扱い）

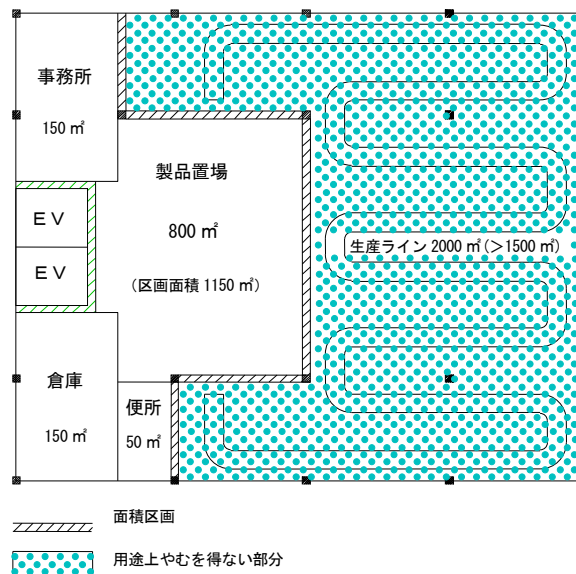
法第36条
令第112条1項

内容

令第112条第1項ただし書きに掲げる用途の建築物は、その用途上やむを得ず区画できない部分を有する建築物であって、その建築物のすべての部分が区画免除となるわけではない。したがって、当該用途に供する建築物の部分であっても区画可能な部分においては区画することとする。

用途上やむを得ない建築物の部分としては、劇場の客席部分や工場における生産ライン等が該当する。又、倉庫、荷捌き場、ポーリング場、屋内プール、屋内スポーツ練習場は「これらに類する用途に供する建築物」に該当するが、飲食店その他の従属的営業施設の用途に供する部分については区画することとする。

「建築物の防火避難規定の解説 [2012版] / 日本建築行政会議」P122 参照



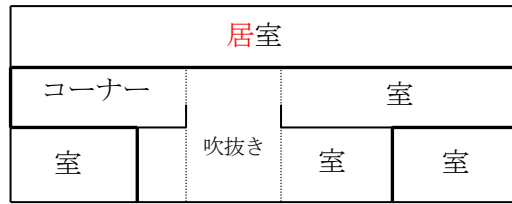
2-56
(3)

防火区画（竪穴区画）

法第36条
令第112条第9項

内容

- ① 屋外階段と屋内の部分とは防火区画を要する。
- ② 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹き抜け部分

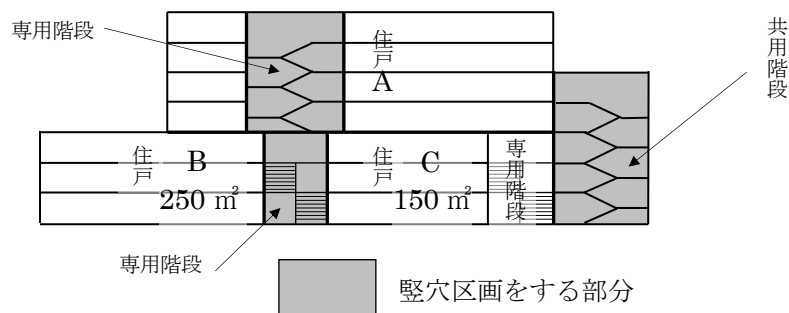


——— 下地・仕上げ共不燃材料としかつ、防火区画をする範囲
 竪穴区画が緩和される部分

「建築物の防火避難規定の解説 [2012 版] / 日本建築行政会議」P126 参照

- ③ メゾネット型共同住宅の住戸の竪穴区画

メゾネット型共同住宅の住戸（建築物内の併存する専用住宅も含む。）については、住戸とその他の部分とを防火区画した場合には、その住戸内の階段の区画は不要である。ただし、住戸の階数が4以上又は住戸の床面積が200㎡を超える場合には、一戸建て住宅の場合と同様に住戸内の階段を区画するものとする。



2-56
(4)

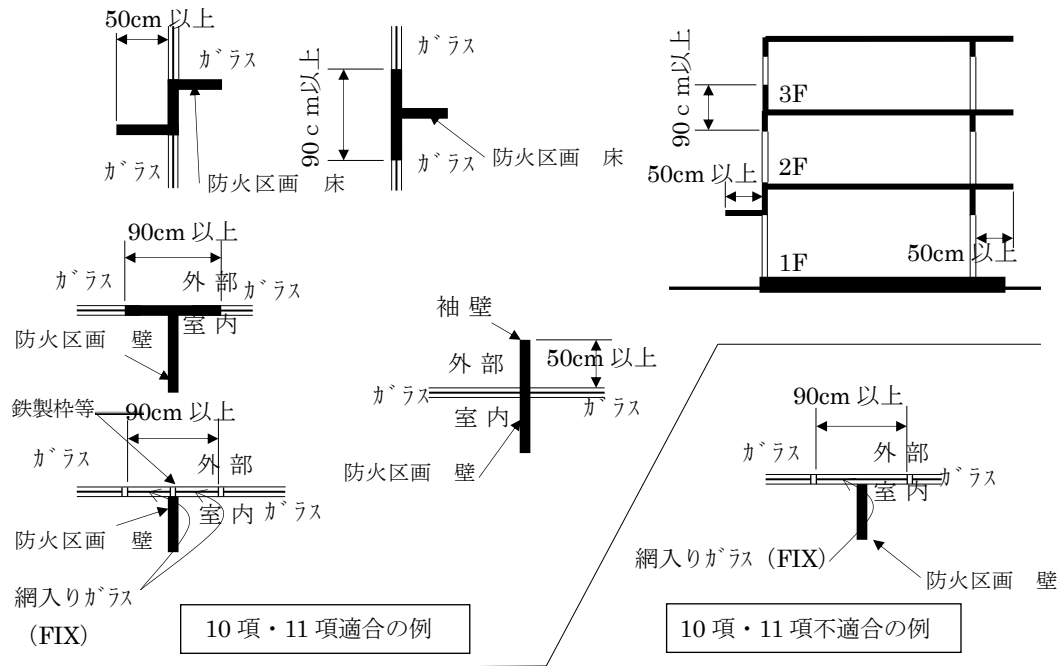
防火区画（防火区画に接する外壁）

法第36条
令第112条第10項
第11項

内容

面積区画若しくは竪穴区画による耐火構造等の床、壁（準耐イ、ロー1で500㎡区画の規定の間仕切壁以外の防火上主要な間仕切壁を除く）若しくは防火設備に接する外壁については、幅90cm以上の部分を耐火構造等とする。ただし外壁から50cm以上突出した耐火構造等のひさし、床、そで壁等で防火上有効にさえぎられた場合はよい。

また、耐火構造等としなければならない部分に開口部がある場合は、その開口部に特定防火設備若しくは防火設備を設けなければならない。



第10項、第11項は火災の拡大、類焼を防止するためであることから、開口部がある場合はできる限り、はめごろしが好ましい。

**2-56
(5)**

防火区画（異種用途区画）

法第36条
令第112条第12項

内 容

① 自動車車庫の部分と防火区画すべき「その他の部分」について

自動車車庫に付属する必要最小限の受付コーナー（管理上必要な部分）、危険物置場、便所等は「その他の部分」に含まないものとする。

ただし、内装制限については、自動車車庫の部分としての規定の適用を受けるものとする。

② 大型物流関連施設における倉庫、荷捌き場、トラックバース等の扱いについて

ここでいう倉庫、荷捌き場、トラックバース、車庫及び車路とは以下のとおり。

- ・倉庫：物品の保管の用に供する部分
- ・荷捌き場（作業場）：物品の保管の用に供せず、主に仕分け作業を行う部分。
- ・トラックバース：自動車の駐車や物品の仕分け作業等の用に供せず、プラットフォーム状の部分を利用して自動車により物品の積み降ろしを行う部分
- ・車庫：専ら自動車の駐車、保管の用に供する部分。（待機スペースを含む。）
- ・車路：専ら自動車の通行の用に供する部分

i) トラックバースの取扱いについて

トラックバースと荷捌き場が一体的に使用される場合については原則としてトラックバースを荷捌き場の一部として扱い、異種用途区画は要しない。同様に、トラックバースと倉庫が一体的に使用される場合については、原則としてトラックバースを倉庫の一部として扱い、異種用途区画は要しないものとする。

ii) 車路の取扱いについて

自走式の車路を各階の開放性が高い部分（庇下等）に設けた場合については、車路と倉庫、あるいは車路と荷捌き場との間に異種用途区画は要しないものとする。

**2-56
(6)**

防火区画（エレベーターの昇降路）

法第36条
令第112条第9項

内 容

「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会」
付録 昇降機の昇降路の防火区画について…P203 を参照

なお、非常用エレベーターの避難階における防火区画については、上記『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』付録 2. 防火区画の対策例 (5) …P203 によるものとする。

参 考

- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』付録…P203
- ・『建築物の防火避難規定の解説 [2012版] / 日本建築行政会議』P153-157

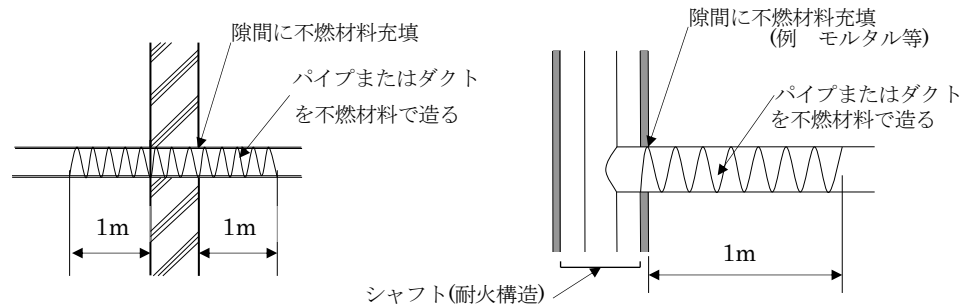
2-56
(7)

防火区画（防火区画を貫通する配管等）

法第36条
令第112条14項

内容

給水管、配電管その他の管が耐火構造等の防火区画を貫通する場合においては、当該管と耐火構造等の防火区画との隙間をモルタル、その他の不燃材料で埋めること。



- ・防火区画（令第112条）
- ・防火壁（令第113条）
- ・界壁
 - 間仕切壁 }（令第114条）
 - 小屋裏隔壁 }

2-57

準防火地域内における木造3階建ての取扱い

法第62条

内 容

準防火地域内に建築できる木造3階建て建築物は、総3階の木造建築物だけでなく、1階がRC造、S造、2,3階が木造というような混合構造にも適用される。

2-58

準防火地域内における木造3階建ての建築物

法第62条
令第136条の2

内容

準防火地域内での木造建築物（地階を除く階数が3）は次の①又は②により建築できる。

- ① 準耐火建築物（法第2条第9号の3・イ）
- ② 準防火地域内で建築できる建築物の技術的基準（令第136条の2）

1号	外壁の開口部構造	・隣地境界線等（注1）から1m以下の外壁の開口には、常時閉鎖式、煙・熱感知器連動閉鎖式又は、はめごろしの法第2条第9号の2、ロに規定する防火設備を設ける。 ただし、換気孔又は便所、浴室等（居室及び火気使用室を除く（注2））の換気用の0.2㎡以下の窓を除く。 （昭和62年告示第1903号）
2号	面積制限	・隣地境界線等又は道路中心線から5m以下にあたる開口部は水平距離に応じて面積制限を受ける。 （昭和62年告示第1903号）
3号	外壁の構造	・防火構造かつ、屋内側からの火熱で燃え抜けないこと。せっこうボード12mm等 （昭和62年告示第1905号）
4号	軒裏	防火構造
5号	主用構造部である柱・梁、その他国土交通大臣指定の建築物の部分（注3）	① 木材の小径は12cm以上 ただし、防火上有効に被覆した壁又は床の内部、天井裏等にあるものは除く。せっこうボード12mm等 （昭和62年告示第1905号） ② 通常火災により容易に倒壊するおそれのない構造
6号	床（最下階の床を除く）、又はその直下の天井	・容易に燃え抜けないこと せっこうボード12mm等 （昭和62年告示第1905号）
7号	屋根又はその直下の天井（注4）	・容易に燃え抜けないこと せっこうボード12mm+9mm等 （昭和62年告示第1905号）
8号	3階の部分（注5）	・室とその他の部分とを壁・戸（ふすま、障子を除く）で区画する。

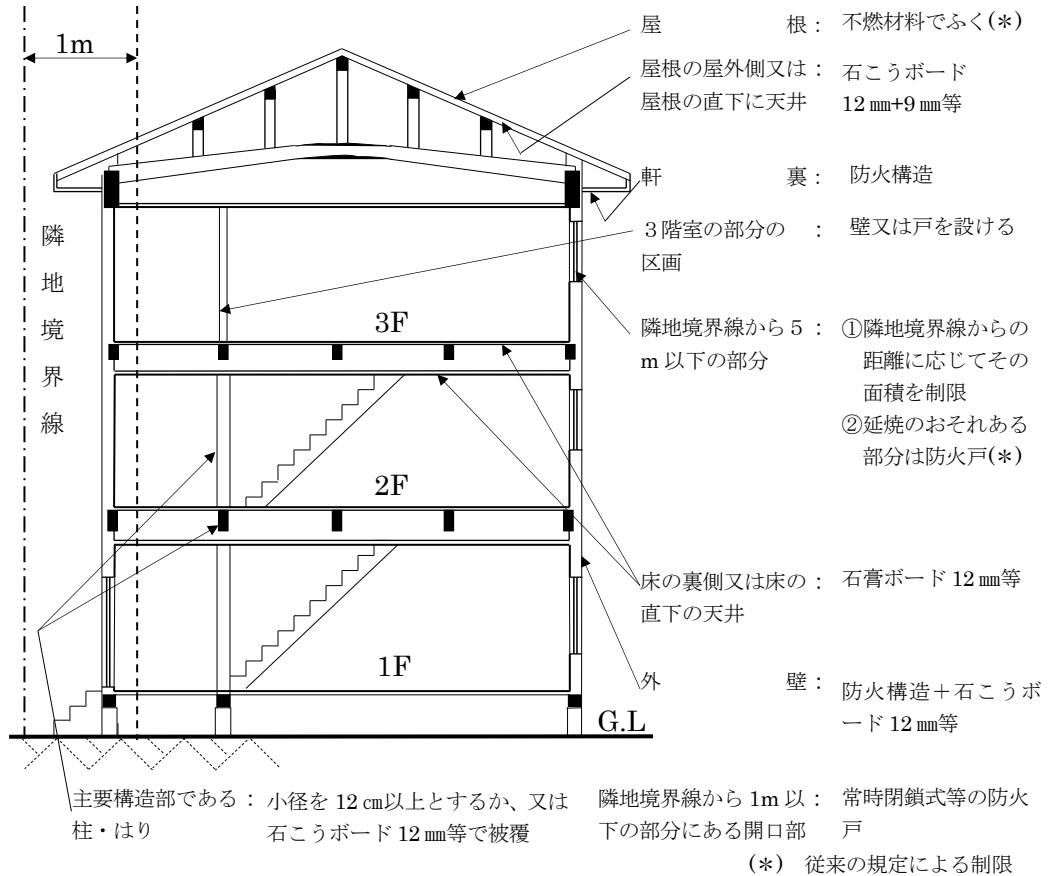
（注1） 隣地境界線等： 隣地境界線及び同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物が500㎡以内である場合における当該他の建築物を除く）との外壁間の中心線

（注2） 準防火地域内の木造3階建ての建築物で、換気のための開口面積が0.2㎡以内の窓を設けられる居室以外の室について上記の室とは、便所、洗面所、浴室（外焚きにかぎる）、廊下、階段室をいう。

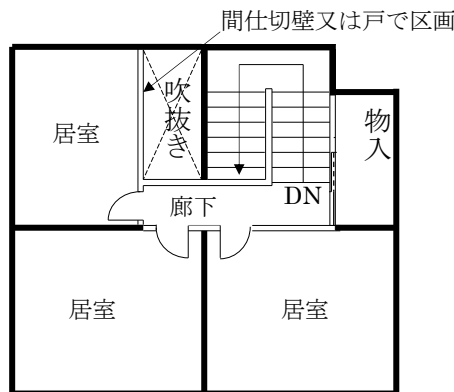
(注 3) 国土交通大臣の指定の建築物部分（昭和 62 年告示第 1904 号）： 枠組み壁工法の建築物の床（最下階の床を除く、耐力壁、小屋組トラスの直下の天井）

(注 4) 屋根面にトップライトを設ける場合について

トップライトについては平成 12 年告示第 1358 号第 5 において、耐火構造もしくは不燃材料でつくるか、又はふいたもの（屋内側には、せっこうボード等の耐火被覆が設けられたものに限る。）とされているが、トップライトの屋内側にせっこうボード等の耐火被覆を設けると、トップライトの用をなさなくなる。よって、平成 12 年告示第 1399 号第 5 による耐火構造としなければならないので、鉄製枠、網入ガラスの構造とする必要がある。



(注 5) 令第 136 条の 2 第 8 号により、3 階の室の部分とそれ以外の部分（階段、吹抜け、廊下等）とを間仕切壁又は戸で区画すること。（下図）



区画の程度については防火区画をする必要はなく、フラッシュ戸、線入りガラス戸、戸ぶすま等の戸で区画すればよい。ふすま、障子や普通板ガラス、厚さ 3mm 程度の板の戸は使用できない。なお、階段室を区画する必要はない。